

請願・陳情・意見書 & 討論・採決

提出された意見書・請願は議会運営委員会にて審査後、本会議で採決します。採択されたものは市議会の意見書として関係機関や国へ提出します。

議案第77号 「白河市敬老祝金等支給条例の一部を改正する条例」

〈要 旨〉

- 現在の敬老祝金・記念品支給方法…75歳以上の方へ2,000円（商品券）と菓子券（300円）を郵送
88歳（米寿）の方の商品券は5,000円（3,000円を祝品相当として加算）
→郵送料の増額、人口減少と高齢化から今後さらに事業費の増加が見込まれる
- 令和8年度より 77歳（喜寿） 5,000円…75歳から3年程度（2,000円×3年の相当額）
88歳（米寿）20,000円…77歳から10年程度（2,000円×10年の相当額）
- ※菓子券（300円）は記念品のため条例規定外だが、令和8年度以降見直しを検討する。

討 論



賛 成

佐川 琴次 議員

敬老祝金を見直すに当たり設置した「敬老事業の在り方を考える検討委員会」では、敬老祝金は年に一度の高齢者の楽しみになっているが、これから高齢者が増え、平均寿命も延びていくことから、サービスを必要とする人に予算を使ってもらいたい。75歳はまだ若く、働いている人も多いため、敬老だという意識が薄れている。必要な人への支援に切り替えてはどうかという意見が出ている。私も委員の意見に賛同し、今後、見守りや介護を必要とする人への支援に予算を振り向けるべきと考える。今回の改正により、敬老祝金は77歳と88歳という節目の歳の支給になるが、高齢者への敬意は変わらないものであり、選択と集中による事業の見直しを行い、敬老祝金を見直すに至ったことは、納得できるものである。なお、敬老祝金を商品券で支給することは、身近な店で利用してもらうことで地域の産業振興につながり、適切な判断である。よって議案第77号に白河市敬老祝金支給の一部を改正する条例に賛成する。

反 対

深谷 弘 議員

この条例は、敬老祝金を75歳以上すべての高齢者に2,000円支給から、77歳で5,000円、88歳で20,000円支給に変更するものである。その影響は、令和7年6月1日付「年齢別人口統計」に当てはめると、75歳以上の人口9,526人のうち8,328人（87.4%）が敬老祝金をもらえないことになり、市民（高齢者）の理解を得られるとは思えない。

改正の理由として「既存のサービスの維持・充実とともに社会情勢に合わせた新たなサービスの創出を図り、持続的に高齢者を支える事業を推進していくために、敬老祝金の受給資格と額の改定を行う」と述べられた。しかし、審議で明らかになったのは、今回の改正で75歳以上の敬老祝金支給に係る経費が約2,500万円削減になることである。

引き続き物価高騰に年金の目減り、高齢者の生活は大変である。このような状況のなか、敬老祝金は楽しみでもあり、生活に役立つものになっている。市財政は健全な状況にあり、このタイミングで経費削減を強行する必要はない。

請願第4号

「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求めることについて

提出者 福島県教職員組合 中央執行委員長
瀬戸 禎子

紹介議員 深谷 弘

〈要 旨〉

東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学を保障するため、令和8年度以降も、全額国費で支援する「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、十分な就学支援に必要な予算確保を国へ要望する意見書を提出すること。

採択

請願第5号

地方財政の充実・強化を求める意見書提出
請願書

提出者 日本労働組合総連合会福島県連合会
白河地区連合会 議長 藤田 隆司
紹介議員 戸倉 宏一 大竹 功一 高畠 裕

〈要 旨〉

社会保障の充実、地域活性化、自治体DX、脱炭素化、物価高騰対策、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視しつつ、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実をはかること。

採択

上記2つの請願は、全会一致で採択され、各意見書として国の関係機関に提出しました。

請願第2号 国に対し「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」提出についての請願

不採択

提出者 新日本婦人の会・白河市部 支部長 松井 美佐保

紹介議員 深谷 弘

〈要 旨〉

○夫婦別姓での婚姻が認められないため、望まぬ改姓、事実婚、通称使用などによる不利益・不都合を強いられる人が多数存在するため、国に対し「選択的夫婦別姓制度を求める意見書」の提出を求める。

討 論



賛 成

深谷 弘 議員

本請願は、本議会に「国に選択的夫婦別姓導入を求める意見書提出」を求めるものである。日本では夫婦別姓での婚姻が認められないため、望まぬ改姓、事実婚、通称使用などによる不利益・不都合を強いられる人が多数存在する。夫婦同姓を法律で強制しているのは日本だけである。また、婚姻で96%が夫の姓になっていることは間接的な女性差別であり、国連の女性差別撤廃委員会は繰り返し、民法及び戸籍法における差別的規定の廃止を日本政府に勧告している。選択的夫婦別姓制度の導入についても、国連人権理事会等の国際機関が勧告を繰り返している。

最近の世論調査では約7割が選択的夫婦別姓制度に賛成であり、若年層ほど賛成が多い。2024年6月経団連は通称使用の拡大では根本的解決にはならないと、選択的夫婦別姓導入を求める提言を発表した。また、地方議会でも選択的夫婦別姓制度を求める意見書の採択が相次いでいる。県内では県議会をはじめ4市1町2村が採択しており、本議会も請願を採択、意見書を提出するよう強く求める。

反 対

大木 絵理 議員

国では、30年の長きにわたり選択的夫婦別姓について議論されてきた。しかし、一方でその間、旧姓の通称使用が拡大されている。以下の点から選択的夫婦別姓制度について反対する。

1. 現行の旧姓通称使用をさらに拡大すれば、働く女性の不自由はなくなると考える。（現在公的手続きのうち1,142の手続きで旧姓の通称使用が可能となっている。）
 2. 子どもの権利を考慮すると、選択的夫婦別姓制度を導入するべきではない。
 3. 選択的夫婦別姓制度が実現されれば、家族の在り方に社会的混乱が生じる。（家族確認を要する場面、表札等）
- 以上を反対理由とする。

陳情第1号

8月10日を「命を見つめる日」とすることについての陳情

提出者 福島県立医科大学志らぎく会 会員 今井 利明

〈要 旨〉

本年は命を見つめることに対して重要な年である。太平洋戦争終戦後80年、ベトナム戦争終結後50年、御巣鷹山事故後40年等。また、子どもの自殺が昨年過去最多の年であった。そこで小中学生、高校生の自殺防止につながる会話等を学校ごとに話してはどうか。命は大切なもの、本市にはおもいやり条例もある。市民全体で命を見つめて考える日が欲しい。



趣旨のみ取り上げるという議決方法です。

（教育福祉常任委員会での審査経過）

「採択すべきとの意見」、「慎重に検討する必要があるため継続審査を必要とする意見」、さらには「命を見つめる日を設ける条例を制定することについて、願意は妥当であるため趣旨採択とし、日にちの設定や内容は、今後検討していくべきとの意見」がありました。採択の結果、賛成多数で趣旨採択すべきものと決しました。

また、併せて、日にちの設定や命を見つめる日に行う事項等は今後検討することが付帯決議されました。